

総発第397号
令和8年3月3日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 田中 斉 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和8年2月13日付け監発第100号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

記

《交流観光課》

注意事項

【契約】

○契約書の引用条項が誤っているもの

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の改正に伴い、市の契約書書式は引用条項を修正した新版が契約検査課掲示板に掲示されたが、修正前の書式で作成されている契約書があった。そのため、「談合等に係る契約解除」に関する引用条項に辻褃が合わない部分があった。

内容を確認し、次回の契約手続に向けて対応すること。

【内容】

- ・令和7年度 眺海の森外山ロッジ周辺美化管理業務委託
- ・令和7年度 眺海の森公衆トイレ清掃業務委託
- ・令和7年度 海水浴場用AED賃貸借

■措置内容

既存の契約書について当該内容の確認を行った。今後作成する契約書についても、引用法令の条項を含めた記載内容の確認を徹底する。

【補助金等の支出】

○補助事業に係る実績報告書の確認が不十分なもの

A活動費補助金交付要綱では、補助金額は同要綱第3条に定める補助対象経費の2分の1以内に相当する額で、予算の範囲内において市長が決定すると定められている。しかし、令和6年度の補助金実績報告書に添付された収支決算書を確認すると、補助対象経費外の経費を含めなければ、補助対象経費の合計が当該補助率（2分の1）に達することができない状況であった。それにも関わらず、補助金額が減額されることなく確定していた。

今後、実績報告書提出時には添付書類を含めて内容を丁寧に確認し、不備があれば速やかに適切な是正をしたうえで補助金の額を確定させること。また、必要に応じて補助金の変更申請を求めること。

■措置内容

指摘を受けた事項について、補助金申請団体の代表へ補助対象経費の支出内容について改めて確認した結果、補助対象経費に含まれないことを確認した。次回からは実績報告の経費内訳について、補助対象経費に該当するかの確認を徹底する。支出済み補助金については、次年度の補助金申請にて減額調整を行う。